

公文書等の適切な管理、保存 及び利用に関する懇談会

第 1 3 回 議 事 要 旨

内閣府大臣官房管理室

公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会 第13回議事次第

日 時 平成18年6月1日(木) 10:00～11:43
場 所 内閣府本府3階特別会議室

- 1 開 会
- 2 懇談会報告について
- 3 閉 会

尾崎座長 まだちょっと1分ほど早いかもしれませんが、三宅先生がちょっと遅れられておりますが、始めたいと思います。第13回の「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」でございます。本日は、加賀美委員と小谷委員が御欠席でございます。

最初に、会議の進め方について御説明申し上げたいと思います。

本日は「中間段階における集中管理及び電子媒体による管理・移管・保存に関する報告書」の案につきまして、事務局から説明をしてもらいまして、それから皆様の御意見を伺いたいと思います。

この案は、前回の御議論も踏まえまして、事務局が作成したものでございます。その際、提言の内容につきましては、基本的に2つの研究会の報告によるものとしてあります。

また、研究会報告にございます「研究会と本報告書の位置付け」及び「おわりに」という章は、懇談会向けに書かれている内容となっておりますので、削除させていただきまして、新たに懇談会の総合的な認識として「はじめに」という章、「Ⅰ 基本的な考え方」という1つの章、「むすび」の章を書き込みました。

更に懇談会報告書を読みやすくしようという観点から、Ⅱ章の最後に、その章のくくりとなる「3 中間書庫の実現に向けて」という項を設けてございます。同様に、Ⅲ章の最後にくくりを設けまして「4 電子公文書等の適切な管理等の実現に向けて」という項目を付加しております。

そのような方針で、一応作成してみました。前回の委員の方々の御意見につきましては、取り入れて作成したつもりでございますが、更にいろいろ御意見もあろうかと思えますし、あるいは真意と沿っていないということもあるかもしれません。御指摘をいただけたらと思います。

本日は、この懇談会の最終的な報告について御審議をいただき、貴重な場でございます。時間もかかるとは思いますが、できることなら12時までには会議を終了したいと考えておりますので、御協力いただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

では、本日の議題に入りたいと思います。「中間段階における集中管理及び電子媒体による管理・移管・保存に関する報告書」案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

内閣府管理室長 それでは、報告書案について御説明させていただきます。お手元の資料をごらんいただきますと、おめくりいただきまして「目次」がございまして、その目次で今、座長からお話ございましたが、もう一度構成について簡単に説明させていただきます。

目次のうち、最初の「はじめに」というのは書き下ろしでございます。

「Ⅰ 基本的考え方」というところも、書き下ろしでございます。

「むすび」というところも、書き下ろしでございます。

そのかわり、Ⅱ番とⅢ番につきましては、研究会の報告書を基本的に踏まえておりま

すが、ただ、事実関係の正確化といった観点から、若干必要な修正は加えてみておりまして、そのような部分は、資料の中で見え消しで表示をさせていただきます。

II 番と III 番について、それぞれ読みやすさという観点から、それぞれの章のくくりとしまして、II 番の「3 中間書庫システムの実現に向けて」というのと、III 番の「4 電子公文書等の適切な管理等の実現に向けて」というものを設けております。全体の構成としては、そういう形でつくらせていただいたところでございます。

それでは、目次の次のページに入らせていただきます。「はじめに」でございます。これは、経緯を書いたものでございますが、書き下ろしですので、ざっと朗読をさせていただきます。

「平成 15 年 12 月より内閣官房長官のもとで開催されてきた『公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会』（以下『懇談会』という。）は、平成 16 年 6 月に、報告書『公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について - 未来に残す歴史的な文書・アーカイブズの充実に向けて -』（以下『平成 16 年報告書』という。）を取りまとめた。

同報告書では、公文書等を適切に管理し、後世に残すべき価値のある歴史資料として重要な公文書等（以下『歴史公文書等』という。）の体系的な保存を行い、これを広く国民の利用に供するための制度を整備することは、我が国における重要な課題であるとの認識の下、現行システムの評価を踏まえ、必要な取組について提言を行った。

なかでも、『半現用文書』（日常の業務には直接利用されることは少ないが、業務参考や証拠等として利用される可能性のある文書）で、歴史公文書等として独立行政法人国立公文書館（以下『国立公文書館』という。）に移管される蓋然性が高いものについて、あらかじめ府省等の境を越えて横断的に集中管理し、公文書等の散逸を防ぎ、保管環境を向上させ、早めに評価選別を行う『中間書庫システム』を早急に構築することを求めた。また、電子媒体による公文書等（以下『電子公文書等』という。）の移管・保存・利用については、体制整備を急速に進める諸外国の例を見ても、技術的に詰める点が多いことから、各府省等の文書管理担当者との連携・協力を図りつつ、別途検討の場を設けて本格的な検討を行うことが望ましいとされた。

これを受けて、平成 17 年 3 月に、この 2 つの課題について専門的な検討を行う研究が、内閣府において開催されることとされた。5 月にスタートした『公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する研究会』と、6 月に発足した『電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方に関する研究会』がそれである。両研究会は、それぞれ計 7 回（1 回は両研究会の合同研究会）開催され、本年 4 月、その検討結果が、両研究会座長から懇談会に報告された。

本報告書は、両研究会の専門的見地からの検討結果に、懇談会でさらに総合的検討を加え、上記の 2 つの重要な課題についての具体的な対応方策等につき、提言するものである」という形で「はじめに」を書き下ろしました。

続きまして、2ページの「I 基本的考え方」でございます。これにつきましても、基本的に書き下ろしたところでございますので、読み上げさせていただきます。

「I 基本的考え方

公文書等には、作成・取得から管理、それに続く廃棄又は公文書館等への移管、さらには、歴史資料として保存され利用される段階というライフサイクルがある。このため、国の機関の意思決定及び業務遂行活動の記録である公文書等（歴史公文書等を含む。）を広く国民に公開して『説明責任』を果たすためには、国の機関において作成・利用される『現用』の段階から、ライフサイクル全体を見通した適切な管理システムが必要になる。したがって管理システムの検討にあたっては2つの側面があることを意識しておかななくてはならない。その一つは、いわば『記録保存型文書管理』とでも呼ぶべき側面である。すなわち、国の機関の活動の記録であると同時に、国民にとっての貴重な歴史資料でもある公文書等を適切に保存し、将来の世代にわたって国民に公開し、国の『説明責任』を果たすという側面である。

もう一つは、『意思決定型文書管理』（or「行政資料整備型文書管理」）Pともいえる側面で、国の機関が諸々の意思決定に際して公文書等を日常的かつ適時的確に参考に供することができるよう管理するという側面である」。

ここでございますが、いささか「意思決定型文書管理」というのが、中間書庫の研究会の方で1度おまとめいただいたときに出てきた表現を勿論使っておるわけですが、ネーミングとして狭過ぎるのではないかという指摘もございまして、もう少しいい表現がないかということも、もしできましたら御意見をいただけたらと思っております。

すなわち、国の事務は原則文書によるわけですが、それが新しい意思決定をしていくためだけに文書管理しているのかと。例えば国民の皆様から何か照会があつて答えるとか、そういう面もあるでしょうし、「意思決定型文書管理」という表現よりもうちょっといい表現がないかということで、ただ、だからといって「or」の中がすごくいいとも思っていないのですが、何かいいものが御指摘いただけたらありがたいと思っております、こういう表現にさせていただきます。

それでは、続けさせていただきます。

「我が国では従来、『意思決定型文書管理』を中心に行われてきていたが、昭和46年に国立公文書館が設置され、国の行政機関が作成した歴史公文書等の移管・保存・利用が開始されたことは、『非現用』段階における『記録保存型文書管理』の仕組みが我が国に定着する大きな転機となったと考えられる。

一方、平成12年には国立公文書館法（平成11年法律第79号）が、平成13年には行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下『行政機関情報公開法』という。）がそれぞれ施行された。行政機関情報公開法第22条第1項は、『行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。』とし、説明責任を全うするために必要な行政文書管理について規定している。

現用段階における『記録保存型文書管理』という視点は、未だ十分浸透したとはいえないものの、これらの動きは現用段階においても当該視点の重要性が、各府省等に認識されるきっかけとなったと考えられる。

ここにおいて、『現用』・『非現用』の境界を超え連続性を踏まえた公文書等の管理が法制度的にも求められることとなったといえよう。

懇談会は、公文書等の中間段階における集中管理の仕組み、電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方という2つの課題を検討するに当たって、以上の観点、すなわち、公文書等管理の『記録保存型文書管理』と『意思決定型文書管理』の両側面の連続・融合及び『現用』・『非現用』の境界を超えた連続性を踏まえた公文書等管理の必要性の観点から、歴史公文書等の移管及び保存・利用を適切なものとするために必要とされる公文書等のライフサイクル全体を見通した管理について、検討を行った。

議論を重ねる中で、特に紙媒体による公文書等については、中間書庫システムが、歴史公文書等の移管及び保存・利用を適切なものとするための最適な方策の一つであるとの認識で一致した。そこで、諸外国や地方公共団体における実例も参考にしつつ、

専門家による移管すべき公文書等の統一かつ適切な評価選別

良好な状態での公文書等の保管・管理、各行政機関の文書管理に要する事務負担・コストの低減等を実現するための仕組みや方法

など、中間書庫システムに関する検討を行った。その成果として、既存の法律や制度にとらわれず中・長期的に目指すべき理想型を示すとともに、我が国行政の現行制度等を前提として当面5か年程度の早期に実現すべきシステムについて、具体的な提言を行っている。

一方、電子公文書等については、当該公文書等を作成したシステム（ハードウェア・ソフトウェア）の寿命が比較的短いことが指摘されている。したがってシステムの寿命以上の期間にわたって保存する場合には、それが『現用』であろうと、『非現用』の歴史公文書等であろうと、長期保存のための措置を講じる必要がある。また、『非現用』段階での歴史公文書等の保存・利用を永続的に行うため、そのフォーマット等については、早い段階から適切な対応をとることが望ましい。しかし現状では、歴史公文書等の移管・保存・利用の仕組みは、主に紙媒体による公文書等を前提として考えられている。このため、電子公文書等の移管・保存・利用のあるべき姿を追求するためには、現在の仕組みにとらわれず、諸外国における取組状況も踏まえつつ、検討を行う必要があった。その上で、そのあるべき姿を実現するために求められる取組について、直ちに取組を開始すべき事項と継続的な取組が必要とされる事項とに大別して、提言を行っている。

2つの課題に対する本報告書の提言には、共通する問題意識がある。

第一に、公文書等のライフサイクル全体を見通した管理、特に歴史公文書等の移管・保存・利用をより適切なものとするためには、『現用』段階からの取組を強化する必要があるとの認識である。これは、公文書等が『非現用』となる時（つまり行政文書の保存期間満了時）に集中的に事務を行っている現在の移管の仕組みに、大きな変革をもたらすも

のである。

第二に、『現用』段階での取組の強化に当たっては、『現用』段階の文書管理の権限及び責任を有する各府省等の負担軽減を図りつつ、取組の統一性・安定性・効率性等を確保するため、公文書館制度を所管する内閣府及び公文書等の管理・保存等に専門的知識・技術・経験等を有する国立公文書館が可能な限り各府省等に対して協力・支援を行う必要がある。これにより、国立公文書館は、歴史公文書等の保存・利用に加え、一定の『現用』文書管理についても、その専門性を活かす機能を発揮することになる。

第三に、『現用』段階での取組の強化及びそこでの内閣府及び国立公文書館による各府省等に対する協力・支援を行うに当たって、公文書等の『移送』という概念を用いた。本報告書において、『移送』とは、国立公文書館法第15条の規定に基づく保存期間満了後の『移管』とは異なり、保存期間満了前に公文書等を一定の集中管理の下に移すことをいう。公文書等の管理の権限及び責任は各府省等が有したまま、各府省等の委託等により、保存期間満了前の文書を移送し、紙媒体の場合には中間書庫で保管し、電子媒体の場合には長期保存上の措置を実施することとなる。これにより、保存期間満了後の歴史公文書等の移管だけでなく、各府省等の責任において行われる『現用』段階の公文書等管理も、より適切なものになることが期待される。

本報告書の提言内容に基づいて、『現用』段階からの取組が強化される時、それは、単に歴史公文書等の移管等に資するだけでなく、『現用』・『非現用』両段階を通じ、『記録保存』と『意思決定』の2つの側面を併せ持つ公文書等管理の統一性・安定性・効率性を向上させ、国の機関の意思決定及び業務遂行全般に貢献するところ大であると考えられる。」

次の11番でございますが、ここは基本的には研究会の報告書を踏襲しておりますので、朗読は省略いたしますが、ページを送りながら主な変更点を申し上げます。

5ページで削除してあるところでございますが、これは基本的にI番の方に書き込んだということで削除しております。

6ページの下の方で「また、中間書庫内での公文書等の受入・整理」というところが、削除のような印しが付いておりますけれども、これは順番を変えたということでございまして、まず仕組みを書いておいた上で、運用に当たるところは後に回したということでございまして、そこが6ページの下の部分に移っているという、順番の入れ替えと御理解いただければと思います。

8ページの一番上の部分が削除してございますけれども、これは、やはり場所を移しまして、ファイル名称の明確が一番求められていることがわかる部分に移したという意味で、9ページのところにアンダーラインを引っ張ってあるところでありまして、そちらの方に場所を移したという整理でございます。

あとは、細かい点が幾つかございますが、文言整理等でもし御意見があればいただければと思いますが、大体そのままにしてございまして、最後に12ページの3番のところ、

この章のくくりを書き下ろしてございます。これは、書き下ろしなので朗読で代えさせていただきます。

「3 中間書庫システムの実現に向けて

この第11章においては、中間書庫システムのあり方について、できる限りの議論を尽くし、特に、当面、早期に着手すべき事項について具体的方向性を示している。

また、本章では、中・長期的に実現を目指すべき理想的な中間書庫システムのあり方についても言及している。これについては、専門家の本格的養成体制の整備等、より抜本的な制度改革があって初めて実現可能となる事項も多い。

国の機関が、意思決定及び業務遂行を適正かつ円滑に行うとともに、公文書等を広く国民に公開して『説明責任』を果たすためには、公文書等のライフサイクル全体を見通した管理を適切に行う必要がある。このような観点から見れば、理想型の実現を目指して息の長い取組を行っていくことは、重要である。特に、その実現までには長期間を要することが考えられることから、可能な限り早期に必要な取組を開始する必要がある。

しかし一方において、本報告書が、我が国行政の現行制度を前提として、当面5ヵ年程度の措置として提案している『併用型』システムは、移管の促進、各府省等の文書管理の効率化等の観点から、即効性に富んだ極めて合理的なものであり、その実現に向けた具体的な取組を速やかに行っていく必要がある。

そして、このような併用型システムの実現は、公文書等のライフサイクル全体を見通した適切な管理に向けた大きな第一歩となるであろう」ということで、とりあえずここまでで一旦説明を終わらせていただきます。

尾崎座長 御苦勞様でした。

それでは、御意見、御質問を承りたいと思います。いかがでしょうか。

特に、山本室長からコメントのありました「意思決定型文書管理」という表現が狭過ぎないかということですが、どうお感じになりますでしょうか。そこには「行政資料整備型文書管理」というのが、1つのオルタナティブとして書いてございますが、例えば、後ろの方に、11ページの辺りに、ちょっと違う意味でとっておられるのかもしれませんが、「行政利用」というのが出てきます。「行政利用型文書管理」というのも、1つの案としてあるのではないかと、先ほど説明を聞きながらそう思いました。

この行政利用というのが、11ページで使っている意味と違う意味になるかもしれませんがけれども、行政機関の意思決定のときにだけ使う文書というのでもないのかもしれないので……。どうしたらいいですか。ほかに何か。

山田先生、どうぞ。

山田委員 用語の問題もあって、多分この用語は中間書庫の報告書の中から出てきているんです。中間書庫の問題を考えるとときには、確かに保存のための観点からの新しい制度をつくりましょうという話なので、それを「意思決定型」と言うかはともかく、従来から「意思決定型」という保存形態のようなものがあって、それと別なものとして、新しい記

録保存型の保存形態を入れ込みましょうという発想というのは、非常にわかりやすく、ですからかぎ括弧付きで2つ対峙するという形で出てくる。それはそれでわかるのですが、デジタル文書の方を考えたときには、そもそもそういう分け方自体が、およそナンセンスだということからスタートしなければいけないというところがあるんです。

中身を見ますと、確かに後で融合されるんだとかいう話になるので、別に内容的には何ら異存はないんですけども、そういうことを考えると、名前もさることながら「意思決定型文書管理」と「記録保存型文書管理」というのをかぎ括弧付きで対比するという物の書き方自体がいいのかどうか。むしろスタイルが全然違うものというよりは、座長がおっしゃったように、従来は行政が利用するために専らそういうことだけ考えて管理をしてきたのだけれども、説明責任とか、保存の観点からも考えなければいけないという形で、もうちょっとさらっとお書きいただいた方が、特に電子文書などの問題を考えるときには整合するのではないかという気がいたします。

尾崎座長 特に電子文書から見ると、確かにそうですね。原本性とかいろいろ違うところがありますからね。

山田委員 あえてこういう形で「意思決定型」と「記録保存型」という形で、かぎ括弧付きで強調して対峙しないところに書けない文章だとは到底思えない。

尾崎座長 ですけども、新しい考え方を浮き立たせるのにはいいんですね。ですから、新スタイル、旧スタイルということで「行政利用」と「国民利用」でどうですか。

従来は行政利用型であったけれども、これからは、要するに国民利用のことも考えていなくてはいけない。変ですか。

加藤委員、どうぞ。

加藤委員 座長をはじめとしまして、国立公文書館の事務局の皆様、内閣府の皆様、よいものをお作りいただきまして、ありがとうございます。

第12回の資料3に配られた「公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する報告」の2ページ辺りの、検討の視点という部分がございます。その文章は、今、山田先生がおっしゃったような、「意思決定型」と「記録保存型」という括弧付きの言葉では分けて、しかしかなり正確に意味を区別した的確な書き方がなされています。その精緻な文章を今、ここに用意されました部分の文章と比べますと、実のところかなり意味が違ってくような印象を受けました。

というのは、「意思決定型」という部分に相当するところで、前の資料3で敷衍されているその内容というのは、業務遂行の必要性に応えるとともに、当該業務遂行についての説明責任を果たすべく、行政文書開示請求に対し適切に対応することを目的として行ってきた、という現用文書の管理についてです。ですから、これは行政資料というだけが含意されているのではなくて、情報公開法以降ということもありますけれども、もうちょっと広い意味で使われていた気がしました。

先ほど、内閣府室長の方から「意思決定型」という名前にしたり、行政資料というふう

にすると狭くなってしまおうというお話がありましたが、むしろ前回に配布された資料3の報告書、中間管理についての報告書の精神は、「意思決定型」をもうちょっと広くとらえていると思います。問題は、行政利用のために使う、とだけするのではなく、現用の段階でも、国民が業務遂行について開示請求を行うことを想定しつつ、とにかくきちんとした文書を作成してくださいねという、文書作成義務を広く含めた意思決定型管理だと思うんです。

ですから、結論としては、山田委員がおっしゃったように「意思決定」「記録保存」と書き分けて、1、2というふうに際立たせるのではなく、尾崎座長が今おっしゃったような、違いを際立たせるためであれば、この資料3の方の、かなり精緻にパラフレーズされた部分を、むしろ逆に生かした方がいいような気がいたします。その方が正確に伝わると思いましたが、いかがでしょうか。

尾崎座長 どういうふうに書きましょうか。

加藤委員 第12回の資料3では、記録保存、そして意思決定という順番でありました。今回のものでは、「意思決定型」「記録保存型」というように、順番も変わってしまっています。ですから、書き方ということでは、狭く定義的に書くよりは、前回の会議の段階の資料3の2ページのような書き方ですませておいてよいのではないのでしょうか。これはまさに、現在、最も対策が急務とされる、電子文書の保存の場合に生きてくる観点だと思うのです。

尾崎座長 電子文書のところで「意思決定」とか「記録保存」というのは、この世界では余り意味がないんだよということを一言断っておくというのはどうでしょうか。

山田委員 そのこと自体は、ここの「Ⅰ 基本的考え方」でも下の方には書いてあることで、別にこの文章全体として特に異論があるとか何とか申し上げているわけではありません。

要するに「意思決定型」と「記録保存型」というのが別なものとしてあるという際立たせ方がよろしいのかどうか。しかも、座長がおっしゃったように、確かに新しいものを際立たせるのは結構なんですけれども、その新しいものというのは、実は単なる「記録保存型」ではなくて、むしろ、ここでの言い方をするとすれば「意思決定型」と「記録保存型」が融合したものを今後は考えていきたいと思いますという話なんです。後の話からいきてもらいます。

尾崎座長 この「記録保存型」というのは、公文書館に行った後のことではないんですか。

山田委員 必ずしもそうではないんでしょうね。

尾崎座長 その「半現用」や何かのものも「記録保存型」なんですか。

山田委員 ですから、現用のものから記録保存型の観点を入れていかなければいけないという話なんじゃないですか。

尾崎座長 そう考えると、そうやって分けてしまうのはおかしいですね。

山田委員 逆に言えば、当然公文書館に来たものだって「意思決定型」的な、行政利用のようなものもあり得るわけだし、あってしかるべきなわけです。要するに、ライフサイクル全体として考えるという話なんだと思うんです。

尾崎座長 私、この案分を事前にいただいて家でちょっとぱらぱらと読んでいて、一番最後のところに出てくる「ルネッサンス」というのがあるでしょう。なかなかいいことを言うなと思って、恐らくマスコミはこれを取り上げるなと思ったんですけども、考えてみれば、ルネッサンスというのは、昔がなくちゃいけないんですね。昔あった文化か何かを久しぶりに復興させるのがルネッサンスでしょう。

そうすると、例えば、平安時代か何かに公文書管理がしっかりできていて、国民がそれを読むことができたり何かしたのであればルネッサンスだけれども、そうではなくて、海外からそういう考え方を移入しようという話だから、ルネッサンスではないんですね。ここは、非常においしいんです。恐らく、マスコミはこれを取ると思ったんですけども、よく考えてみると、合わない。あるいは記録型とかの話とやや似ていまして、言葉としては非常に魅力的であれなんですけども、ちょっと実態とびったり合っていないような気もするんです。

話が横道にそれましたが、元に戻しますと「はじめに」というところでは、何とか型の文書というようなことを書かないという手もあるかもしれませんね。むしろ、文書管理の仕方が変わってきたんだということだけ書いて、あと中の方で書くのは、勉強会をいろいろやっていただいた報告があるわけですから、それはそれで生かすとしてね。

三宅委員、どうぞ。

三宅委員 「意思決定型」というと、情報公開法で意思決定過程情報というので、非公開になる文書の類型として一般的にありますから、その言葉は情報公開法では、審議、検討情報5条5号ですかね。それで、審議、検討情報というので、意思決定過程情報となるべく言わないようにして法律がつくられていますけれども、イメージで意思決定過程という、情報を非公開にするようなイメージがあるんです。

ここでポイントになっているのは、要するに現用段階における「記録保存型文書管理」という視点が、いまだ十分浸透したとは言えないという、そこがポイントだとすると、今、座長がおっしゃったように、余り典型的に2つを対照的にするよりは、記録保存型というのは、従来は非現用文書について国立公文書館で保管しましょうと言っていたところ。ですけども、それだけだと現用段階での文書が散逸したりするから、ここで言うと、むしろ行政資料を現用段階で整備しましょうというところのポイントだと思うんです。

だとすると、現用段階における「記録保存型文書管理」という視点が、ここではより強調される方向でいくとすると、意思決定及び業務遂行活動の記録とか「意思決定型文書管理」と「記録保存型文書管理」というのを、表のところでも平行に比較するよりは、今おっしゃったように、むしろ現用段階における「記録保存型文書管理」というのを際立たせる方がいいし、それを背景にするなら、説明責任に裏づけられた記録保存をしなければ

いけないというところを、前回の報告書では、次世代のための説明責任とパラレルにあったように思うんですが、情報公開法が現代の世代に対する説明責任を満たすための制度だとすると、未来の世代とか次世代のための説明責任を満たすものとしての記録保存というような観点を強調していった方がよさそうな感じが、今の座長の御意見をお伺いしながらちょっと思ったんです。

今、加藤委員がおっしゃったので、元の資料を見ていると、例えば、従来からの意思決定型文書管理に加え、記録保存型文書管理にしても取り入れていくべきというので、12回の資料3の9ページかにある「意思決定型文書管理」というのは、そうプラスのイメージではないような感じがして、今、言ったような感じのニュアンスだとすると、説明責任を満たすための積極的イメージがここに込められるかどうかというのは、少し疑問なような気がします。

尾崎座長 今の三宅委員のお考え、いかがですか。そんなことですかね。

国立公文書館長 前は、一生懸命若い人たちがいろいろ考えたときにこの言葉を考えたのでしょうから、努力は多として、ありがたいと思うんですが、ただ、実際問題としては、今、三宅委員がおっしゃったようなことだと思うんです。

片方を完全に排除してしまうとか、切替えてしまうというのではなくて、こういう要素にこういう色彩を新たに付け加えていくためにはどういうふうな考え方をすればいいかというところの整理の話でしょうから。結局結論として言っているのは、両方の要素が融合したり、そういう色彩を加味していくという感じの話だと思います。余りこれが何々型でこれが何々型だという区分をしてしまうのは、理念型としてはあってもいいのかもしれないですけども。

尾崎座長 非常に話がしやすくなるんですね。ですから、それはそれで魅力的なんですが、要するに、まとめのようなところでそれを余り書いてしまうと、誤解を生むかもしれませんね。

宇賀先生、いかがですか。

宇賀委員 確かに、こういうふうに2つの概念を立てて説明するというのは、一般にはわかりやすいという面はあると思うんです。

ただ、どうしても厳密に解していくと、本当にこの2つの理念型でうまく説明できているかという問題がどうしても出てきてしまうように思います。

基本的には、これまで現用文書の管理について、公務員の執務の便宜という観点からされてきた。情報公開法が施行されて、今度はその開示請求に対応するための管理という側面がそこで加わってきたわけですね。ですから、行政文書というのが、いわゆる公用物から公共用物になったというふうに言われているわけですけども、しかし、やはりそれでもまだ現用段階での利用というものを念頭に置いた管理というのが中心であって、その文書のライフサイクル全体を見通して、現用段階から歴史的価値のあるような文書を、その後適切に非現用になったときに保存されるようにというところまで念頭に置いた管理とい

うものが、十分にはされてこなかった。そこを現用段階からしっかりやっていきましょうというのが、やはり一番のポイントだと思うんです。

ですから、それが伝われば、必ずしもこういう2つの理念型で説明しなくても、そのところがうまく説明できればいいのではないかと思います。

尾崎座長 後藤先生、いかがですか。

後藤委員 私どもは研究会報告を提出した立場ですから黙っていたんですけれども、大体今、宇賀さんのおっしゃったような考えで私どもの研究会は整理をしたと認識しています。

ですから、言葉が引っかかってしまうのであれば、そのところはこだわりませんので、今の話が伝わるような書きっぷりにしておいていただければ、それで結構です。

尾崎座長 山本さん、先生方はそういうお考えのようですから、ちょっと一遍また整理してください。

これは、非常に重要ですので、整理した案は、早めに各先生方にお届けして、ごらんいただいて、更にまた御意見があればということにしましょうか。

内閣府管理室長 はい。

内閣府大臣官房審議官 ちょっと案をつくって、また御意見をいただくような形ですかね。

尾崎座長 そうした方がよさそうですね。

基本的には、三宅委員のおっしゃったことで皆さんよろしいようですし、宇賀委員のお話も同じようなことでした。

三宅委員 もし精査されるときには。

尾崎座長 ちょっと相談に乗ってやってください。

三宅委員 4ページの最後の5行も「『記録保存』と『意思決定』の2つの側面を併せ持つ」という辺りも、現用段階における説明責任に裏づけられた「記録保存型文書管理」という視点を浸透させるというような流れをこういうところでは入れた方が、ある程度今日のお話の文言のイメージが生きてくるのではないかと思ったものですからね。

尾崎座長 そうすると、一番大切なことは、ここに書いてあることを役所の皆さんに理解してもらって、何か仕事を始めるときに、完成品をどうやってしまっておくかということをお初から頭に置いて。そういうことはないんですね。私などはそんなことを考えたことなかったですから。大体1つ仕事が終わって、ああ終わったと思うと、すぐ上の人から次の仕事を言いつけられて、その前の仕事の整理などはなかなかやっている暇がなかったというのが実感なんです。

ですから、最初から、お前さんはこの仕事が終わったら全部あとを整理して、きちんとしておくんだよということを頭にたたき込まれていれば、何か考えたと思うんです。ですから、本当に貴重なものがどこかに紛れたり、役人の引継ぎは余り時間がないものですから、いちいちこの文書はこういうことでとやっているとやられていられないんです。リストが何かをつく

って、はいこれと言って。自分も新ポストで引き継がれないといけないものですからね。なかなかそんな暇もないものですから、最初からそういうことを考えておくような頭の構造になってもらわないといけないということですね。むしろ問題は人事院でやっている初任者研修というのがありますけれども、あの段階からやらなくてはいけない話かもしれませんね。そのときのテキストに、これはいいと思いますね。

脱線しましたけれども、それではそういうことで、一遍ここのところは見直して、新しい文章でもう一回御連絡させていただきたいと思います。

私、先ほど伺いながら、急に気になったんです。前から見ていたんですけれども、気にならなかったんですが、今、気になったのは半現用文書で、「日常の業務には直接利用されることは少ないが、業務参考や証拠等として利用される可能性のある文書」と書いてある半現用文書というのが、ここだけではなくて後で使われていますか。もしかしたら、ここだけで出てくる。

山田委員 私どもは、多分使っていない。およそ「半現用」という概念はないだろうと思うので。

尾崎座長 使っていないと、やはりかぎ括弧を付けるのはまずいかもかもしれませんね。これをかぎ括弧にしたらと言ったのは、実は私が言ったんです。何となく、言葉の定義のように新しくこういう言葉を使いますということで書いてあるんだらうと思ってそうしたんですが、いろいろ見ていたら、どうも次に出てこないような気がするんです。

山田委員 中間書庫の方では、言ってみればキーになる概念ですね。毎日使うわけではないけれども、たまに使うかもしれないという。

尾崎座長 それで、それは将来公文書館へ行くかもしれないというようなものは、早めに保存の方法やら何やらもう考えてもいいではないかということでしょう。そういう文書があるはずですね。現実にあると思います。

ですから、括弧の中に書いてある、いわゆる「利用される可能性のある文書」、言わば「半現用文書」とでも言うべきものとか、きっとそういう感じなんでしょうね。

後藤委員 公文書館の世界では、半現用というのはよく使うんですけれども、一般的には今、おっしゃったような「とでも言うべきもの」ということになるのでしょうか。

これもまた定義をやり出しますと大変になりますね。ではどっちなんだと。現用なのか非現用なのか。基本的には現用なんです。記憶が余りないんですけれども、中間書庫の報告書では、あえてこの言葉自体は使っていなかったかもしれないです。

ですから、もう当然のこととして括弧付きで使うよりは、今、座長のおっしゃったような使い方の方が、一般性があると思います。

尾崎座長 ほかに何かございますか。

三宅委員 宇賀先生、「半現用」という言葉は、情報管理とか行政法のレベルで、こういう言葉のある程度前向きにとらえていった方が、今後、議論しやすくなるんですか。どうですか。最初に読んだときに、何か思い切ったかぎ括弧だなと思ったのはたしかなんです。

すけれども、どうですか。

宇賀委員 これまで、行政法学の文書管理論では、一般的には使ってこなかった概念ではありますね。ただ、今、後藤先生がおっしゃられたように、公文書館の世界では、もうかなり定着した用語だといっていいと思うんです。

今までの行政法学は、どちらかというとはやはり現用文書中心で、その情報公開はかなり中心的な分野として確立していますけれども、文書のライフサイクル全体を見通したところでの文書管理の議論は、これまでほとんどなかったのです。私自身も反省して、今度の教科書で初めて入れたぐらいですから、ほとんどなかったので、やはりそれを定着させていくというためには、こういうキーワードを用いて認識を深めていただくという効果はあるのかと思います。

三宅委員 そのときにかぎ括弧を付けて表にばーんと出ているイメージと、言わばという形にするのとどちらがいいかは、ちょっと迷ってしまうんですけれども。

尾崎座長 実は言ったのは私なんです。

国立公文書館長 「I 基本的考え方」を通読しますと、「現用」「非現用」はみんなかぎがかかっているんです。「現用」「非現用」というのがあるので、それとの対比において、新しい大定義をここでつくるかどうかということは別として、わかりやすさという意味でいうと、「半現用」という形についてかぎをかけて、その中身まで完全に熟しているかという、「現用」「非現用」ほどにはあれですけれども。「現用」「非現用」があれですから、それとの対比の関係でいうと、かぎをかけてもいいのかなという感じはします。

尾崎座長 ですから、言わば「半現用文書」とも言うべきものといったときに、その「半現用文書」にかぎをかけるというのは許されますかということです。

三宅委員 それと、一番下で「本報告書において『公文書等』とは」という定義がありますね。そうであれば、下に「半現用」の括弧書きで真ん中に付いているものを、本報告書では「半現用文書」とはこういうものをいうと、注に落としても何となく講学上、こういうものを定立したという感じがちょっと出そうな感じがして、それで言わば「半現用文書」というべきものでと本文はするということのも、1つの方法かと思います。

公文書が下に注で入っていないながら、本文中に「半現用」で括弧書きに入っていると、注よりももっと位置づけが重い感じというか、そういう感じもちょっとしますね。

尾崎座長 こういうことをやっているのと、とめどもなく時間がかかるので、今のようことを参考にして、事務方に見直してもらおうということにさせていただいて、申し訳ないですけれども、先に進めさせていただきます。

それでは、先ほどの続きをお願いします。

内閣府管理室長 では、残りの部分を説明させていただきます。13ページでございます。

「III 電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方」ですが、ここはずっと基本的には、山田座長からいただいた研究会の報告をほとんどなぞっております。13ペー

ジのところ、削除したりアンダーラインが引っ張ってあるところがございますが、これは位置を変更させていただいたり、削除してある部分は、必ずしも裏づけデータがないので、正確性を期したという形で削除したりしている部分がございます。13ページはそういう点でございます。あとは、基本的にはほとんどいじっておりません。

25ページの下辺りで、これは既存の「霞が関W A N」のことが引用してありますが、「必要に応じて」という言葉を入れたりして、既存のシステムの利用ということもきちんと考えているという意味で、文章の明確化という趣旨でちょっと修文をしております。

ずっと飛んで大変恐縮でございますが、31ページでございます。4番に入る前の辺に、また修文が若干ございますが、これも要するに既存のものをよく精査した上でという趣旨を入れる意味での修文をしたつもりでございます。

4番で、実現に向けてというところでございますが、これは書き下ろしでございますので、ざっと読ませていただきます。

「電子公文書等の管理・移管・保存を長期に安定的・効率的に行うためには、そのライフサイクル全体を見通した管理を行う必要がある。特に、紙媒体による公文書等とは異なり、電子公文書等の場合には、メタデータ、フォーマット等について、文書作成前から適切な対応をとる必要がある。

電子政府化が進む中で、本府省等の職員1人当たり1台を超えるPC端末の整備が行われ、個々の職員が机上のPC端末で電子公文書等を作成するようになった。公文書等のライフサイクル全体を見通した管理を行うということは、まさに各府省等の個々の職員が働く最前線から管理を始めることにほかならない。

また、電子公文書等を作成したシステム（ハードウェア・ソフトウェア）の寿命以上の期間にわたって保存する電子公文書等は長期保存のための措置の対象であるという考え方に基けば、歴史資料として移管及び保存・利用の対象に該当するか否かにかかわらず、政府全体として、電子公文書等の長期保存に取り組む必要があるということがいえる。したがって、各府省等が、今後、文書管理システムの改善等を図っていく場合にも、電子公文書等の長期保存の観点を踏まえた検討が望まれる。その際には、国立公文書館が、各府省等に対して、専門的・技術的助言を与える等、協力・支援を行うことが求められる。さらに、電子公文書等の長期保存の取組は、『e - J a p a n戦略』が策定されてから既に5年が経過していることに照らして、早急に開始される必要がある。電子公文書等の長期保存という分野には未確立の部分も少なくないが、知識や技術が完全に確立するのを待つことなく、『今実行できることから着手する。』という姿勢で取り組んでいくことが重要である。そのためには、政府全体での取組が必要であるが、なかでも内閣府及び国立公文書館には、関係機関と緊密に連携しつつ、ガイドライン及びフォーマット等の策定において中心的な役割を担っていくことが期待される」と書かせていただきました。

続きまして、「むすび」と書いてございまして、ここもずっと書き下ろしにいたしましたので、読み上げさせていただきます。

「懇談会は、国の機関が、意思決定及び業務遂行を適正かつ円滑に行うとともに、歴史公文書等を含め、その活動の記録である公文書等を広く国民に公開して『説明責任』を果たすためには、媒体の別を問わず公文書等の『現用』段階からのライフサイクル全体を見通した適切な管理が必要であるとの認識に基づいて、本報告書を取りまとめた。

その提言内容は、公文書等が『非現用』となる保存期間満了時における移管の取組のみならず、『現用』段階での取組の強化を求めており、政府において以下の諸点に留意しつつ、実務的な検討を直ちに開始すると同時に、着実に実行を図っていくことを要請したものである。

第一に、内閣府及び国立公文書館は、関係機関との緊密な連携の下に、各府省等の文書管理及び情報システム管理の担当部局と協力関係を構築するとともに、各府省等の実務の最前線で働く個々の職員の理解を得ること。また、各府省等においても、公文書等の適切な管理の重要性に照らして、内閣府及び国立公文書館に対して協力すること。

第二に、本報告書の提言内容に基づく取組を政府全体の施策の中で明確に位置付けるため、関連性の深い他の施策との連動性を高めるよう努めること。

第三に、専門的知見を有する民間の人材を活用するなど、さまざまな形で、体制を充実すること。また、情報化統括責任者（CIO）補佐官の例等を参考にしつつ、各府省等の公文書等管理について、高度の知識及び技術等を有する外部専門家等を適切に活用する方法等についても検討すること。

第四に、内閣府及び国立公文書館においては、媒体を問わず、公文書等の管理・移管・保存のあるべき理想型の実現へ向けた取組を継続していくこと。その場合には、必要に応じて、国立公文書館法の改正や総合的な文書管理法制の整備等を含め、幅広い観点から検討すること。

第五に、提言の実行に当たっては、現用文書管理や電子文書管理についても知見を併せ持つ専門家が重要な役割を果たすことが期待されるが、我が国においては、専門家の資質、要件、付与される身分などが未だ明確とはなっていないことから、それらについて、内閣府及び国立公文書館等において早急に検討すること。

本報告書の提言内容の実現は、決して容易なことではない。その過程において、内閣府及び国立公文書館の積極的な役割が期待されるが、各府省等の理解と協力も不可欠であることはいうまでもない。このような観点から、当懇談会としても、今後とも、中間書庫システム及び電子公文書等の管理・移管・保存に必要な取組が、政府全体において着実に実を結んでいくよう注意深く見守っていきたい。

公文書等のライフサイクル全体を見通した管理は、『現用』・『非現用』の両段階を通じ、『記録保存』と『意思決定』の2つの側面を有する公文書等管理の統一性・安定性・効率性を向上させるだけでなく、国の機関のあり方を全般的により適正かつ効率的で透明性の高いものへと変えていく契機となり、ひいては、よりよい社会の実現につながっていくことが期待できる。特に、行政機関については、国民に提供するサービスの向上や国民

の期待に応える効率的でスリムな行政の実現を目指す改革の礎ともなり得るであろう。このような取組は、いわば『公文書ルネッサンス』ともいえる画期的なものであり、その進展により国の機関における公文書等管理のあり方が 21 世紀の我が国に相応しいものとなることを期待したい。

なお、本報告書が取り上げた課題は、国の行政機関だけでなく、立法機関及び司法機関、さらには地方公共団体や独立行政法人等による文書管理にも共通するものであろう。本報告書が、そのような機関等の文書管理についても、その統一性・安定性・効率性等の向上を促す契機となれば幸いである」。

なお、この研究会報告に添付されておりました参考資料を編集して、懇談会報告の参考資料とさせていただきたいと思ひまして今日も配ってございますが、これについても、何か過不足等あれば、今この場でなくても、また御指摘いただければ、精査したいと思っております。

以上でございます。

尾崎座長 御苦勞様でございました。

それでは、いかがでしょうか。ただいま御説明申し上げました部分について、加藤先生、いかがですか。

加藤委員 では、一言だけ。

「公文書ルネッサンス」という言葉について、先ほど座長が疑問を呈されておりました。私なりの理解を申し上げておきますと、高山座長が中心となられてまとめられた前回の懇談会の報告書を作成する際に、国立公文書館の事務局の方がたが工夫されて、「ルネッサンス」という言葉を用いられたと記憶しています。大変結構だと思います。今回の報告書でも、「ルネッサンス」という言葉を用いられた背景には、おそらく、現在の行政の現場に比べて、明治初年以來の官僚組織がやっていた、意思決定型の文書管理というものは、なかなかレベルが高かったはずだ、との判断があるのではないのでしょうか。こうした昔のよい部分を現代に蘇らせて、それに記録保存文書管理型のものを加えてゆくという意味で、ルネッサンスと解釈されたのだと思います。理想とされる古典古代というのは、やはり明治初年以降の文書管理だという認識がある。

恐らく、皆さんは、明治初年以降に、近代的な文書管理がきちんとやられていたのかと驚かれると思いますが、これは『太政類典』や『公文録』などを見ますと、やはりすばらしいんです。ですから、本来はきちんとやられていたはずの意思決定型の文書管理が、戦後なぜかやられてこなかったところに問題がありました。その理由というのは、いろいろと考えられるでしょうが、一つには、いわゆる長期政権とかいろいろあるかもしれません。そういうものを含めて考えますと、やはり「公文書ルネッサンス」というのは画期的な言葉であって、是非残して欲しいと思ひますし、そうしてみますと、先ほど来こだわって申し訳ありませんが、「記録保存型文書管理」と「意思決定型文書管理」の書き方の順序を逆にしたことで、かえってルネッサンスというものの意味が、ぼやけてしまったのではな

いか。戻るべきはむしろ明治初年以来の意思決定型がきちんとあった時代であります。こうした部分は生かして、それに記録保存型のものをすり合わせるんだという部分が大切です。これが私なりの理解なのですが、いかがでしょうか。高山理事辺りに。

高山国立公文書館理事　私が発言をさせていただいていいかどうかはわかりませんが、今、加藤委員からおっしゃっていただきましたように、平成16年度の報告書についてまとめた資料を政府刊行物にした段階で、どうタイトルを付けるかということになり、当時の事務局担当の川口課長と相談しました。幾つかの案があった中で「公文書ルネッサンス」というのを選ばせていただいた。そのときに、「ルネッサンス」という言葉を使った理由は、先ほど座長がおっしゃいましたような、平安時代まではさかのぼることは考えなかったんです。まさに明治から、あえて少しさかのぼるならば、幕藩体制の段階で、当時の体制の主権者に対する報告文書の保存というものが、現在から見るとかなりしっかりと行われたいたという状況があります。それを反映させたいということで「公文書ルネッサンス」にしました。その思いは、加藤委員がしっかりとおっしゃってくださいましたので、もう私が付け加えることはないだろうと思います。

あえて言うならば、「ルネッサンス」の時代に「東を見ましょう」ということであったのが、今回は、逆に西を見ましょうという思いも込めて「ルネッサンス」という言葉を使わせていただいたという部分もございます。ちょっとその状況だけ説明させていただきました。

尾崎座長　結局、どこにポイントを置くかなんですね。文書をきちんとすると。きちんと整理して、きちんと保管をするというところに重きを置くのか、恐らく当時は民衆はそういうものを見ることはできなかったわけでしょうから、きちんと整理されたものを、「現用文書」であれば情報公開の手続で、「非現用文書」となったものは国立公文書館で全部見られるような、そういう社会を築いていこうではないのというところに重きを置くかというところだと思います。

今まで日本になかった、そういうものが外国にあるから、直接関係ないんだと思うんですけども、ケルトやゴートのような野蛮な人たちがギリシャやローマのようなものを篡奪して、実際はイスラムが継承していたものだと思うんですけども、それを持ってきてルネッサンスということで、自分たちの先祖にしてしまったという話なんでしょうけれども。そういう意味では、欧米でやっていることを篡奪してきてやろうと、もっと立派なものにしてやるぞということであれば、あるいは「ルネッサンス」でもいいのかもしれないね。ちょっとよくわかりません。

ふと、「ルネッサンス」という意味と合うかなと思ったものですから。むしろ、古臭いというか、余り一般受けしないかもしれないけれども、要するに公文書管理について新世紀を迎えると、今まで考えていなかったようなこともやるんだというイメージではないかと思ったものです。

委員の皆さんは、「ルネッサンス」で特に抵抗なしということであれば、私もこれで結

構です。多分、マスコミ受けや何かを考えますと、こちらの方が受けると思いますね。

今、話が出たついでに、少しわかりにくいかと思うのは、「むすび」の一番最初のところなんですけれども、文章の話です。3～4行目にかけて「媒体の別を問わず公文書等の『現用』段階からのライフサイクル全体を見通した適切な管理が必要であるとの認識に基づいて」というところで、これはわかっている人たちだけが集まってやっているから余り不思議に思わないかもしれませんが、おやおやと思うような気がするんです。本当は、どこかで文章を切る方がいいような気もするんですが、総じて、この文章は割合に主語が長いんです。主語に説明を付けて、説明が頭に付いている主語がきて、「が」とか「は」となるものですから、ちょっとわかりにくくなるんです。

これは、必要最小限で直すとすると、まず4行目の「『現用』段階からの」の「の」というのは、要るのかというのは1つあると思います。「現用段階からライフサイクル全体を見通して適切に管理することが必要である」というように、少し言葉を補うとまだわかりやすいかなと思います。「『現用』段階からライフサイクル全体を見通して適切に管理することが必要であるとの認識に基づいて、本報告書を取りまとめた」と、同じようなものなんですけれども、少しわかりやすくなるかと思ったんです。

今のはどちらでもいいような話なんですけど、これは重要なんです。33ページの2行目なんですけど、「各府省等の理解と協力も不可欠であることはいうまでもない」。これは「協力が」だと思っただけなんです。ここはすごい大切だと思っただけなんです。とにかく、その「協力が」必要なんだと。「協力も」と言うと、そんなに重要でもないんだよと言っているような感じがするものですから、これはすごい大切なのではないかという気がして、これは直しておいた方がいいと思います。

こういうことをやり出すと、昔に戻っていつまでもやってしまうんですが。

三宅委員 先ほど座長が示された、32ページの冒頭の5行ですけれども、これは2つの文章に分けられませんか。どうですか。

尾崎座長 分けた方がわかりやすいと思います。

三宅委員 懇談会は、媒体の別を問わず公文書等の「現用」段階からライフサイクル全体を見通して適切に管理することが必要であるとの認識に基づいて、本報告書をまとめた。これがエッセンスだと思っただけなんです。それはなぜかといったら、国の機関が云々で説明責任を果たすためであったとか。懇談会が本報告書をまとめた間が随分長いので、今おっしゃった一番大事なエッセンスのところがちょっとぼけるような感じがします。

尾崎座長 わからなくなってしまうんでしょう。

山田委員 あるいはもう懇談会は取ってしまって、「国の機関」からぱっと流して、「必要である」で切って、このような認識に基づき、本懇談会は本報告書までにしてしまうか。

尾崎座長 それが1つの案だと思います。

もう一つは、「国の機関が」から「果たすためには」というのは、多分、この話は再三言ってきているから、切ってしまう手もあるんです。

三宅委員 私は、この文章は、実は4ページの真ん中の最後の5行がありますね。もし今の説明責任のところを32ページで切るのでしたら、こちらの「基本的考え方」というものが、今の「むすび」の5行かという感じもして、先ほどおっしゃったように、「意思決定型文書管理」と「記録保存型文書管理」というのをパラレルに書かないとしたら、今、言ったところの、「現用」段階からライフサイクル全体を見通して適切な管理をしましょうということが、この報告書が一番きちんと言っていることだというニュアンスで持ってくる方法もあるかもしれないし、まだ思いつきの段階なので全くどれがいいかというのはわかりませんが、何となく4ページの最後の5行が、「基本的考え方」のまとめとしてはまとめ切れていないような気がするものですから、ここは全体のまとめがぴっと入るような感じにしてほしいという感じはするんです。

それから、先ほどの「ルネッサンス」の点ですけれども、要するに、あのときもう一つ強調されたのは、現世代への説明責任というより、次世代への説明責任ということもかなり強調されたので、そういうことがあると、明治や江戸後期にさかのぼるだけではなくて、何か新しいイメージのようなものが盛り込まれると思うので、「ルネッサンス」と言える画期的なというものの前には、やはり次世代への説明責任を果たすことによってというようなことを入れると、「ルネッサンス」の持つ意味が過去だけではなくて、将来にわたってのプラスのイメージが付くような感じもするので、イメージの問題だけで余り大した意見ではないですけれども、少し工夫すれば「公文書ルネッサンス」という言葉が新しく生き返るニュアンスは強くなるかと思いますが。

尾崎座長 『ダ・ヴィンチ・コード』がはやっていますからね。ルネッサンスというのはやはり魅力的ですね。

加藤委員 これは質問ですが、よろしいでしょうか。

「むすび」の部分で、「実務的な検討を直ちに開始すべき」というものとして、「下記の諸点に留意しつつ」といって、5点ほど挙げております。つまり、実務的な検討を開始するときに留意すべき諸点が5点挙がっているわけです。こういう文章の読み方が少しよくわかりません。例えば早期にといった場合には5年以内というのを念頭に置いているわけです。中長期にという場合は、それ以上に長いスパンでの計画です。そうするとその「留意すべき5点」というのは、5年以内の早期に考慮されるべきものなのか、中長期間に達成されるべきものなのか、それとも5年よりもっと前にでも検討されるべき5点なのかということがよくわかりません。

私自身、余りこういう行政文書のニュアンスというものがわからないのですが、この5点に留意してやる実務的な検討というのは、5年より前か後かという、きわめて単純化すれば、これはどちらになるのでしょうか。中長期の方に入る観点だということによろしいのでしょうか。

内閣府管理室長 書いたのは事務局案としてなんですが、両方の感じで書いていたつもりですけれども。

加藤委員 早期の問題をまずは処理して、その後、中長期の目標にとりかかる間辺で、こうした5点に留意しながら、実務的な検討を直ちに開始するということですか。

山田委員 検討そのものは、直ちに開始するのでしょうか、それは関係ないのではないですか。

加藤委員 ただ、こういう読み方というのには、すごく裏があるのではないかと感じてしまうもので。

山田委員 ただ、本当にやる実行がかかっている項は「着実に」と書いてあるから、時間がかかると。

加藤委員 中長期のときに留意すべき諸点なんですね。わかりました。

国立公文書館次長 早期の段階からその諸点は留意するんだけれども、中長期の段階においてはもう終わりということではなくて、中長期の段階においても、第一から第五までございますから、その中にはその内容を変えながら、その観点を外してはいけないよという、言わばふるしきや屋根のような、そういうような観点だと思います。

したがって、中間書庫と電子公文書の関係についての、実務的に始めていくのは当然の話なんですけれども、そのときに、その内容をずっとやっていたらいいというわけではなくて、その周りの部分、屋根のような部分を忘れてはいけません。その場合には、早期のときからも忘れてはいけませんし、中長期の段階においてもその観点がなくなってしまうというわけではないよという感じの意味で、以下の諸点に留意しつつという感じだと思います。

加藤委員 あと、どこかで入れておいていただきたい言葉としては、平成17年7月の懇談会報告を受けた「移管基準の見直し」についてです。こういう見直しがなされたということ自体、余り知られていないと思いますので、どこかに平成17年7月にかかなり大きなことが変わりました、という文章は入れておいてもよいと思います。

三宅委員 今の2ページにも、国立公文書館法と行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定が引用されていますけれども、その後ろ辺りに入ってもいいような気がします。実務的には、かなりウェイトは重いですね。そこに入れるのか、最後に持って行って、ここはこれだけにしておいて、「むすび」のところで、それと併せて本報告書によって更にと持っていくか、どちらかですね。

国立公文書館長 1ページ目の「はじめに」のまさに冒頭に、平成16年の報告が出たと。その報告書の中でこういうことを言っていると。その報告書の中で積み残されたことがあるから、この研究会をやりましたということなんですけれども、それとは別に、その報告書が出て、それに対応して、例えば移管基準の見直しなどが行われたというようなことを冒頭に入れてしまうということも1つの方法かもしれません。

尾崎座長 こういうのは、やはり紙に書いてみないとうまく比較ができないんですね。お考えをちょこちょこメモして、事務方に渡していただいて、ここをこうしたらと書いていただけたら一番ありがたいんですけれども、それをお願いできますか。おっしゃって

いることは、もう本当にそのとおりだと思んですが、今ここで、それではどうかという
とちょっと時間がかかりますので、事務方の方に紙切れを渡していただいて、それを上手
に埋め込んでいただいて、後でみんなでまた、ばらばらでしょうけれども見ていただくと。
最後の報告の日になってしまうものですから、もうそろって検討する機会はないんです。
大変だろうけれども、それはバイラテラルにやるしかない。しかし、本当に今やっておか
ないと、報告書としてずっとそのままで行くことになりますからね。

内閣府大臣官房審議官 いただいた上で案をつくらなければいけないので、できれば早
めにメモをお願いしたいです。今日は木曜日ですので、週明けぐらいに。

尾崎座長 実は、この最後の最後をお願いしてくれと言われているんですが、途中で
お願いしてしまいますけれども、是非それをお願いいたしたいと思います。

内閣府大臣官房審議官 お願いいたします。

尾崎座長 先ほど三宅委員がおっしゃっておられた、私もちょっと言いましたが、文
章を切る話です。あれは、4ページ一番上に「第二に」とあるんですが、これもセンテ
ンスは1つなんですね。これは、結構途中でわからなくなるんです。

これは、3行目の安定性・効率性等を確保する必要があると切ってしまうと、そのため
にはとやると2つに切れると思います。

山田委員 「必要がある」がダブってしまいます。次を行わなければならないとかにす
るんですかね。

尾崎座長 そういうところが何か所かありますので、それもちょっと見ておいていただ
くと。

それから、質問があるんですけれども、10ページの なんですが、これはどなたに伺っ
たらいいんですか。「 移送対象機関等」とあって、「イ 移送対象機関」とあるんで
すけれども、これは移送対象機関というものをこういうものであるというように定義して
あって、移送対象機関という言葉は、その後に出てきますか。私は隅々まで一応目を通し
たんですが、記憶力の衰えでなかなか発見できなかった。

後藤委員 移送対象機関については、ここで触れてあるということです。この意味は、
移送対象機関になるのは、いわゆる本庁部門に限るので、そうではないところは、とりあ
えずは移送を求めないということです。

尾崎座長 なぜかといいますと、移送元府省という言葉が何回も出てくるんですね。移
送元府省というのは、例えば今の移送対象機関のところから上4行を見ますと「移送元府
省等により」というのがありますね。11ページの「 行政利用の仕組みの整備」という
のがあって、その次の行から4行目の「b) 移送元府省等」とありますね。それから、下
から4行目にも「移送元府省等」というのがあるわけです。この「移送元府省」と「移送
対象機関」というのは違うわけですか。

後藤委員 「移送元府省」の府省の中のどこまでを対象にするか、移送を要請するかと
いうことなんです。ですから、「移送元府省」のうち、とりあえずは府省の附属機関のよ

うなものは外れますよと、そこからは移送を求めませんよという意味で、対象を限定したわけです。「移送元府省」の中のどこまでがということですよ。

尾崎座長 本府省というところに意味があるんですね。

後藤委員 そうです。本府省に絞りますよということなんです。

尾崎座長 それでは、当面「移送元府省等」のうちということですか。

後藤委員 そうです。そういうことです。

尾崎座長 それを入れるとわかると思います。

山田委員、どうぞ。

山田委員 先ほど座長がおっしゃった33ページの一番上の2行目で、各府省等の理解と協力が不可欠であるとすべきだというのはそのとおりだと思うんですが、それとほぼ同じような話で、実はその前の31ページの書き下ろしていただいた部分の「4 電子公文書等適切な管理等の実現に向けて」のところですが、その最後の文章です。ここで言いたいのは、国立公文書館等々でやるだけではなくて、むしろ政府全体で取り組まなければいけませんということを経験したい話なのだと思うので、そうだとすると、「そのためには、政府全体での取組が必要であるが」というふうに流すよりは、むしろ「政府全体での取組が必要である」という方を強調するためにも、これを後ろの方に持って行って、内閣府や国立公文書館には、関係機関と緊密に連携しつつ、ガイドライン及びフォーマット等の策定において中心的な役割を担っていくことが期待されるが、むしろ政府全体での取組が必要であるという方を強調する意味で後ろに持って行っていただいた方がよろしいのではないかという気がいたします。

ここは、電子文書の方として、政府全体の取組ということ是非常に強調しておきたいところがございますので、最後はできればそのようにしていただければと思います。

三宅委員 今のは「そのためには、政府全体での取組が必要である」で切って、中でも何とかは期待されるの方が、1つの文章で後ろに持ってくるよりはいいのではないですか。どうでしょう。

尾崎座長 「必要である。」にしたらどうですか。

三宅委員 その方が、中でもですから、「が」でつながると軽くなる。ですから、「が」を切った方がいい。

山田委員 それか、あるいは全体として文章を切った上でそちらを最後に持っていくかですね。

三宅委員 やはり、前に出した方が、山田先生の御意見は強調されるのではないですか。

山田委員 そちら辺は余りこだわりません。

尾崎座長 ほかに何かお気づきの点ございますか。できるだけ今、言っておいていただけますと助かるんですが、今お伺いしないで、後からどっさり出てきても大変です。

それから、ちょっと読点をよく見直しておいてください。文章がつながらなくなってしまうところがあるところがあるんです。

例えば、1例を挙げますと、2ページの下から8行目から見ますと「現用段階における『記録保存型文書管理』という視点は、未だ十分浸透したとはいえないものの」とあります。「視点は未だ十分浸透したとはいえないものの」でしょうから、この「視点は」の次には、読点はない方がいいと思うんです。「これらの動きは現用段階においても当該視点の重要性が」の読点もない方がいいと思うんです。「各府省等に認識されるきっかけとなったと考えられる」、「重要性が各府省等に認識されるきっかけとなったと考えられる」は、一気に読んでしまった方がいいと思うんです。そういうので見直してみて、確かに読点が入っている方が読みやすいんですけども、文章の流れが切れる感じもあります。

内閣府管理室長 はい。

尾崎座長 もっとくだらないことを言いますと、3ページの とありますでしょう。この のところに「良好な状態での公文書等の保管・管理、各行政機関の文書管理に要する事務負担・コストの低減等を実現するための仕組みや方法」と書いてあるんですけども、この読点がよくわかりません。これは及びですよ。AポツBポツならいいですけども、AポツBというのは、やはり「及び」を入れておいた方がいいです。

これもどうでもいいことなんですけれども、電子情報の方で、小さい点を打って文章を書いて、一番後ろに括弧して というのがありましたね。あれは、どうして頭のところから ではないのかと。

山田委員 29、30ページ辺りですね。

尾崎座長 突如ここだけ違う書き方になっているんですけども、何か特別な意味があるわけですか。

山田委員 前の方で 、 、 と書いてあるものを受けて、これに関係するものという意味で対照関係なんです。

尾崎座長 それとの対照関係をしているということですか。それで 、 、 、 、 となっているわけですね。

山田委員 論点整理のところに出てきたものが出てくるわけです。

尾崎座長 そういうことですか。

13ページは趣味の話です。13ページの頭ですが、「公文書等のライフサイクルにおける最終段階での、歴史資料としての適切な保存・利用」となるわけです。「適切な保存・利用」にその前は全部かかるんでしょう。「公文書等のライフサイクルにおける最終段階での」。

国立公文書館長 「で、」です。

尾崎座長 「最終段階で、」。最終段階としてですかね。要するに、歴史資料というものが最終段階なのでしょう。公文書等のライフサイクルである、これはちょっと長いんですね。

国立公文書館長 「公文書等のライフサイクルの最終段階において、歴史資料として」として、「おける」と「の」をひっくり返す。

尾崎座長 最終段階の次はどうするんですか。

国立公文書館長 「最終段階において、歴史資料として適切な」です。

尾崎座長 「最終段階で」ですか。「歴史資料としての適切な保存・利用を図るためには」。

「適切な保存・利用の万全を期すには」というのはどうですか。言っているのはそういうことでしょうか。

内閣府管理室長 はい。

尾崎座長 「図る」というのは、余りにあっさりし過ぎているから、ちょっと気張ってみる。ながめていると、またいろいろと気がつくかもしれない。

書いた人は、自分がわかっているからすっと読めてしまうんですね。ですから、やはり他人の目というのは大切なんです。

当面ほかにはございませんでしょうか。本当はここで幾つかの修正文をいただいて、それを確認するという作業が残っていたんですけども、その作業が後回しになってしまいますが、いろいろ本当に貴重な御意見をありがとうございました。

本日の御議論を踏まえまして、また提出していただくペーパー等を検討させていただきまして、必要な修正を加えていきたいと思えます。本日、御出席できなかった、加賀美委員、小谷委員にも御意見を別途伺いまして、それも要すれば報告書に反映させるという形で案をつくりたいと思えます。皆様には、先ほども申し上げましたが、できるだけ早い時点で御意見をお寄せいただきまして、それをフィードバックするというのをいたします。

次回の懇談会には、安倍官房長官の御出席が予定されておりますので、そういうやりとりをした結果、願わくば直すところがないというような報告書にいたしたいと思えますので、ごらんいただいて、そしてこれで大丈夫だということであれば、その場で官房長官に、最終案ということで報告するという運びにさせていただきたいと思えます。

官房長官においでいただく日程は、6月22日11時ということでございます。総理官邸3階南会議室で開催される予定であります。

以上で本日の議事を終了させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

尾崎座長 では、そうさせていただきます。

議事要旨につきましては、速記録ができ上がり次第、各委員にいつものとおり御照会をいたしたいと思えます。

本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。これにて終了いたします。